
社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置
及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る
事業税の軽減措置について

平成24年11月

厚生労働省

社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

要望内容

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。また、医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

現状

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	国・地方公共団体	非課税		
	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：()内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」(事業税率の81%)を合算した税率

医療法人と公立病院との比較について

1. 医療法人と公立病院における税金、補助金・負担金等の比較

- 医療法人の法人税、住民税の負担額は、公立に比べ、1施設あたり年間約2,400万円多く、補助金・負担金等は、約6億2,000万円少ない。
- 公立病院は、この他、事業税に加えて、固定資産税・都市計画税についても非課税である。

(1施設あたり)(単位:千円)

(平均病床数)	公立病院	医療法人
	(243病床)	(129病床)
税金(法人税、住民税)	145 ^(※)	23,932
1床当たり	0.6	186
その他の医業・介護関連収益(受取利息・配当金、有価証券売却益等、固定資産売却益等の特別利益、補助金・負担金)	659,208	39,193
1床当たり	2,713	304

※ 公立病院には指定管理者制度(公設民営)により運営されている病院の税金(法人税、住民税)が計上されている。

出典:「平成23年6月実施 医療経済実態調査報告」

2. 公立病院に対する他会計繰入金

平成22年度決算で5,417億円(総収益に占める割合は13.6%)。

出典:総務省「地方公営企業年鑑」

医療関係団体（日本医師会、日本病院会、全日本病院協会）の主張

日本医療法人協会、日本精神科病院協会

- 法人税は課税されている一方、事業税は非課税であることについて整合性がとれていないとの指摘があるが、そもそも税の性格が異なるため、同一の議論をすることは間違いである。
事業税は、事業活動を行うにあたり、行政サービスを受益していることに対する税負担である。医療は公共性が高く、地域にとって不可欠なサービスを提供していることから、受益以上にサービスを提供している。したがって、法人税と同様に考えることは適当でない。
- 医療機関の収入は社会保険診療報酬という公定価格だが、その価格設定も非常に厳しいものとなっている。また、自由診療収入についても、差額ベッド割合に上限があるなど一定の制限が設けられており、そういう厳しい制約の中で経営をやっているのが実情である。
- ここで事業税の特例を廃止するなどということがあれば、民間医療機関の経営の安定は決定的に損なわれ、地域医療の崩壊に拍車をかけることは明らかである。
- 民間医療機関は厳しい経営環境にあるが、一方で公立病院は税制面や補助金で非常に優遇されているため、民間医療機関には強い不公平感がある。
- 自由診療にも、先進医療、正常分娩を含む周産期医療、予防接種や健康診断など公共性があるものが多い。また、美容整形といっても、火傷跡の修復、乳がん手術後の乳房の修復、顔面のあざの除去もあり、線引きは難しい。